

國學院大學学術情報リポジトリ

伊勢神宮祠官・職掌人の宿直勤番制

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国史学会 公開日: 2024-05-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 比企, 貴之, Hiki, Takayuki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000455

伊勢神宮祠官・職掌人の宿直勤番制度

比企貴之

はじめに

十五世紀半ばから末にかけての皇太神宮（以下、内宮）の正員禰宜のひとりに荒木田（藤波）氏経（生没…応永九年（一四〇二）～長享元年（一四八七）、在正員禰宜…永享四年（一四三二）～長享元年）という人物があった。彼はその在任期間のあいだ宮務にかんする記録と授受した文書類をまとめたいわゆる引付とを作成しており、前者は『氏経卿神事記』⁽¹⁾として、後者は『氏経卿引付』⁽²⁾として今日知られている。

このうち『氏経卿神事記』は、後世、中世後期ころの祭儀および宮域の様相を伝える典籍として故実書ともいふべき位置付けをえて、近世以降複雑な転写過程を経て現在にいたる。⁽³⁾そんな『氏経卿神事記』における日々の記述の有り様は左記のごとくである。

晴（寛正四年十月）
十一日、予不参之間於各館番文^二被加判、二三四五七八九十、交替十、祓事、公文番忠親、

ここに記された「予」とは記主である氏経（一禰宜）を示し、続く漢数字の羅列は正員禰宜を意味する。寛正四年（一四六三）当時の構成は、二禰宜中川経興、三禰宜世木永量、四禰宜蘭田守秀、五禰宜蘭田守朝、六禰宜蘭田守氏、

七禰宜・園田守則、八禰宜・中川経房、九禰宜・園田守隆、十禰宜・藤波氏綱である。⁽⁴⁾すなわち、この日氏経は宮城内への出仕をおこなわず、そのため正員禰宜たちによる「番文」への加判は各禰宜の宿館にておこなわれた。のちに詳述するけれども、「番文」への加署は当日参仕した禰宜ら全員の義務であるから、翻って列記された数字から洩れている「六」つまり六禰宜守氏もまたこの日は不参であったことを意味している。「交替十」は、これも後述するごとく物忌および物忌父らによって構成された警衛担当のグループが正殿の所在する内院区画⁽⁵⁾の確認をおこない、次の警衛担当グループの物忌父とのあいだで内院北御門の鑑の受け渡しをおこなう一連の儀である。本来は一禰宜つまり氏経がこれに随行して（物忌・物忌父らが異常の確認をおこなっているあいだ）北御門脇で待機するべきところ、この日は家子で十禰宜であった藤波氏綱（氏経弟）が代役となり、その勤めを果たしたということである。

このようにきわめて簡素な叙述ながら、『氏経卿神事記』は年中諸祭儀の理解は勿論、個々の職掌の役割や祭儀上の意味などが読み手の念頭になければ正確に読み進めていくことは難しい。ただ、年中諸祭儀については、中世内宮の祭儀を体系的に編述した『皇太神宮年中行事』が残っており、これに依拠することで基本的な祭儀の構成とその次第について把握することが可能である。

しかしながら、例えば、右掲記事のうち「番文」や「交替」をはじめとした、祠官・職掌人の人びとによって編成されていた宮域・殿舎の警衛、宿直勤番については、祭儀の範疇に含まれないこともあつてか、これまで本格的な検討の対象となることがなかった。わずかな、これに言及した例を挙げれば、近世後期の神宮考証学者である園田守良の「大神宮式に、凡二所太神宮者、禰宜長番、大内人毎旬率物忌父并小内人、戸人等、分番宿直（トノキセヨ）とあり、此比より始めて物忌父の宿直見えたれば……」⁽⁶⁾という『延喜式』神祇・伊勢太神宮条の記述を取り上げるものが早い。また例えば、近代以降の考究でも「禰宜は毎日宿衛に仕へる。（中略）大内人は十日目毎に物忌父・小内人と戸人

を率ゐて宿衛する。大内人は宿衛長となつて宿直せよということである。宿衛番表を番文と云つて居る。」との叙述もあるが、これは近世以来の理解、つまり『延喜式』神祇・伊勢太神宮条に基づくものであらう。ひいては近年でも「毎月一日・十一日・二十一日の「番文」は、『延喜伊勢太神宮式』に、「凡そ二所太神宮には、欄宣（長番）、大内人、旬毎に物忌父並びに小内人、戸人等を率ゐて分番して宿直せよ。」と記されてゐるところを守り続け、その日に宿直交替者名簿、すなわち番文を提出することであり、古来着実に守られてきたところであり」とするものもある。⁽⁸⁾総じて、『延喜式』神祇・伊勢太神宮条を根本規程と捉え、その条文解釈以上の本格的な検討にまではいたっていない現状である。

ところが、この宿直勤番の制は、実は延暦二十三年（八〇四）に筆録・提出された『皇太神宮儀式帳』と『止出氣宮儀式帳』にはすでに制度として整備されて、運用されていたことが確認できるのである。しかのみならず、八世紀から十一世紀にいたる宮域内外の様々な出来事を編述した『太神宮諸雜事記』からは、古代には宮域・殿舎にまつわる異変・異常が発生した際には、勤番担当者に「科祓」という量刑が科されていた事実が判明する。無論、『延喜式』神祇・伊勢太神宮条の集大成された法典としての歴史的意義は否定しえないものの、それ以前の時期における宿直勤番の機構の存在とその運用を示唆する典籍や史書がある以上、能う限り原初の形態とその実態を復元的に考察する必要がある。

そしてまた宿直勤番という、古代・中世における伊勢神宮の年中諸祭儀とは一線を画す、もう一つの祠官・職掌人の日々の営為を明らかにすることは、史料の困難のともないがちな前近代神社の歴史的実態の解明に資する試みといえるだろう。

本稿での具体的な検討の手段としては、まず古代・中世における祭式の読み直しから始めたい。その際、古代につ

いてではさきにも触れた二つの儀式帳や『延喜式』神祇・伊勢太神宮条が検討すべきテキストである。一方、中世においては『皇太神宮年中行事』が基本的文献となる。とくに古代については、さらに『太神宮諸雜事記』を用いて実際の運用や宮域・殿舎への異常・異変発生時の対応をみていくこととする。

一 『延暦儀式帳』の存在、神聖冒瀆の罪

桓武朝に企画された格式編纂の参考にするため、内・外両宮に現行諸制度の報告が命じられ、延暦二十三年（八〇五）に筆録、神祇官を経て太政官へと提出されたのが『皇太神宮儀式帳』と『止由気宮儀式帳』である（以下、前者を『内宮帳』、後者を『外宮帳』と称し、両者を指す際に『延暦儀式帳』とする）。ともに編述時点の内外宮の殿舎・施設の規模、年中恒例・臨時の祭儀、職掌体制といった諸制度について、内宮二三条、外宮九条にわたって解申する型式で構成された。そして、いずれも内容には宿直勤番の運用にかんする記述を有すことから、伊勢神宮の祠官・職掌人による宮域警衛の制度の歴史は、先学が依拠する『延喜式』神祇・伊勢太神宮条の成立（十世紀前半）以前の九世紀初頭にまで遡ることは確実といえる。まずは宿直勤番にかんするその記述を『延暦儀式帳』から抽出してみよう。最初に『外宮帳』では、禰宜、大内人、物忌・物忌父らの各職掌について列記する部分において、それぞれの職掌の一つとして言及がある。摘要すれば左記のとおりである。

- ・ 禰宜（長上） 又率「諸内人等」、宮守護宿直仕奉、
- ・ 大内人 率「諸小内人等」、毎月十日為「一番」、宮守護宿直仕奉、
- ・ 物忌父¹⁰ 又毎月以「十箇日」為「一番」、宮守護宿直仕奉、

である。禰宜には「長上」と注記が施されており、禰宜の勤務形態は交替勤務ではないことが判る。また職掌人集団のうちとくに大内人は小内人らを率い、月のうち一〇日を一番として三番に編成される体制の存したこと、物忌父にも同様の体制のあったことなどが判明する。

さらに、続く月例条（三節祭等并年中行事月記事）での宿直勤番関連の記述はいつそう具体的で、

宮守護奉宿直人^{オシタカフ}夫歴名進^{ヲシタカフ}太神宮司^{ヲシタカフ}申、番長大内人等、上番宿直人十六人^{禰宜一人長上、大内人一人、小内人三人、戸口三人}、高宮宿直人三人^{小内人一人、戸口二人}、中番・下番宿直事、如上件^二、

とある。勤番に際しては宿直担当者の交名である歴名帳を宮司に提出し、上・中・下の三番に編成して、禰宜は長上、大内人は番長として小内人以下を率いた総勢一六名で勤番にあたることとされたこと、さらに正宮ばかりでなく別宮にも勤番は整えられていたことなどが読み取れる。なお、同様の記載は正月から十二月にいたる月例ごとに記載があるので、勤番は年中間断あるべからざる営為として位置付けられていたといえよう。

一方の『内宮帳』には『外宮帳』職掌のような記述はなく、月例条のうちにのみ勤番にかかわる記載を見出すことができる。

宮守護奉宿直歴名進^{長上}宮司、番畢事申^{長上}宮司、禰宜^{長上}、番長宿直人、大内人一人^{番長}、諸内人六人、戸口三人、中番・下番直事并如^二上番^一、

右以^二三十日^一為^レ一番^一仕奉如^レ件、

荒祭宮宿直事、上番、内人一人、戸口一人、下番、物忌父一人、戸口一人、

月読・瀧原・伊雑三箇宮宿直事、荒祭宮同、

右以^二十五日^一為^レ二番^一宿直仕奉如^レ件^{（一）}、

内宮も外宮の勤番体制と同様のそれを備えていたことのほか、とくに勤番終了時には宮司への報告義務があったこと、別宮では一五日ごとの二番編成だったことなどが判明する。

かくして『延暦儀式帳』から宿直勤番の編成にかかわる記載を見出すことができたことにより、これまで十世紀前半の『延喜式』神祇・伊勢太神宮条の条文が根本規定であるかのように扱われてきたが、宿直勤番の機構的な整備は九世紀初頭にまで遡りうることが判明した。その具体は、内・外両宮ともに正員禰宜一名は長上官として勤番をおこない、職掌人のうち大内人は番長として小内人らを率いることとされ、さらに物忌父らにも同様の勤めが存在したのである。また正宮では月のうち一〇日ごとを一番として上・中・下の三番に編成されており、別宮では同じく一五日ずつの上・下二番編成となっていたのである。

ただし、こうした古代における宿直勤番の制の運用実態を示す史料は、残念ながらほとんど残っていない。けれども『太神宮諸雜事記』⁽¹²⁾の記事は、そのわずかな実例を示すとともに、勤番の歴史は八世紀半ばにまで遡及することを示唆している。

天平勝宝六年六月廿六日夜、豊受宮御稻御倉之放^天棟盜^天取御稻十八束畢、仍番直内人等付^レ跡尋求之處、彼御炊内人神主元繼之私宅搜出^{多利}、件元繼者繼橋郷美乃々村住人也、即元繼夫婦相共擲^レ進於司庁、仍宮司略問之處、無^レ同類、被^レ迫飢渴、元繼一人盜取之由弁申^{多利}、仍且令^レ進過狀、且申^レ上本官、隨即上奏、被^レ下宣旨、元繼科^レ大祓^レ解^レ任職、番直内人五人^波科^レ中祓、至于貢御稻^波、宮司以^レ他稻^波祓清令^レ進替^波既畢、

例えば、これは天平勝宝六年（七五四）六月二十六日の夜、外宮の御稻御倉の屋根が壊され、稻一八束が盗まれる事件が発生したことについての記事である。このとき番直内人らが犯人の追跡と搜索に着手し、その結果彼らの手により犯人の職掌人が逮捕され、宮司庁に送致されることとなった。このほか宝龜十年（七七九）に宮司大中臣廣成が、

私的な参宮をおこなった際に松明から失火し、正殿・東西の宝殿・玉串御門以下を焼失した事件や、延暦十年（七九一）に多勢の盗人が内宮東宝殿に参入し、調絹糸などを奪おうとした際に失火し、正殿・宝殿・御門をはじめ種々の神宝などを焼失した事例などもあり、そのいずれにおいても当日当夜の勤番担当者に科祓が科せられている。宿直勤番が制度として整えられていたことを示す史料は前述したとおり『延暦儀式帳』の九世紀初頭が初めてであるが、これらの事例の存在から事実上の運用の歴史はさらに八世紀半ばにまで遡及可能である。

ところで、天平勝宝六年の御炊内人による稲盗難の一件において注意したいのは、量刑を科せられた人びとの範囲である。御倉を損壊・闖入したうえ稲を盗み取った職掌人の元継が犯罪者として処罰（大祓・解任）されたことは当然といべきだが、その際、当夜の勤番担当だった内人らにまで中祓が及んでいるのである。そもそも大祓や中祓とは、ほかに上祓・下祓などを加えて四種科祓と称される科刑で、延暦二十年五月十四日付太政官符により神事違例の罪について制度化されたものである。⁽¹⁴⁾ 例えば、大祓は大嘗祭闕怠の罪、同祭月中の弔問・見舞い、死罪関係文書への署判、肉食など「穢惡之事」に携わった者に科すとし、二八種の料物を負うべきこと、官人でこれに該当した者は現任を解くことなどが定められた。四種科祓のうちもつとも重いものである。続く上祓は、所定の祭儀の闕怠以下、神職への危害などの罪とその贖うべき料物の品目・数量を定めるところ大祓に次ぐもので、以下、中祓、下祓と軽刑化していく。

それでは宮域・殿舎での非違防止、あるいはときにその犯人の検挙に功績があつたはずの勤番担当者にまで神事違例の量刑たる科祓が及んでいることには、いったいどのような論理の存在を想定できるのだろうか。

そこで参考にしたのが、古代における穢の構造概念についての理解である。かつて山本幸司は、人間を取り巻く全環境―社会生活・社会関係―がそれを取り巻く周囲の自然とともに形成し、人間社会と自然界とを貫通している、⁽¹⁵⁾

全環境における安定した事物の状態を秩序と捉え、人間社会と自然界との有機的連関やそうして構築された統一の秩序を全体秩序と称した。全体秩序は、人間や動物の死・産、失火の発生、また天皇・上皇への謀叛の企てや危害が及ぶこと、あるいは神社の境域侵犯や神輿・殿舎・幣物などの損亡といった神聖冒瀆行為によつて攪乱されると考えられ、これが穢として看做された、と穢観念の構造を説いた。またこのとき、とくに神社（祭）と内裏―換言すれば神と天皇―が穢をもつとも忌避さるべき存在として位置付き、生じた穢に天皇や神々が触れることを回避するため、空間的には天皇の居所である内裏と国家による祭祀の対象である諸社の境域とが、特別に穢の侵入に対して警戒を要する場とされた、と論じたのである。さらに、かかる山本の全体秩序の説明から想起されるのが、法制史の見知からの⁽¹⁶⁾「上古のツミ」意識である。つとに高柳真三は⁽¹⁷⁾「上古のツミは、後世の罪より遙かに廣い觀念であつて、個人の意思に基く行爲のみならず、自然的疾病や災害などの類までを含む、自然宗教的な思想を反映したものであつた。……ツミは最初右に述べた外に刑の意味も含み、罪刑の觀念が分化せず、両者が一體として意識された」とする。これを伊勢神宮をモデルに捉え直すのならば、伊勢神宮宮域内にて発見された人や動物の死あるいは産の形跡、また正殿以下諸殿舎の異常や異変、さらには伊勢神宮宮域に生じたあらゆる自然の変化やときに災害など、これらが全体秩序を乱すツミとして認識されたことにならう。

宮域・殿舎にかかわるあらゆる異変や異常を神聖冒瀆の罪と捉えるとき、それを未然に防ぐための制度・機構として、祠官・職掌人らによる宿直勤番の存在に関心が寄せられよう。宿直勤番が宮域・殿舎の警衛を目的とすることはさきの『延暦儀式帳』中の「宮守護奉」の字句に象徴的であり、また天平勝宝六年の稲盗難一件に際して犯人の追跡から検挙にいたる一連がほかでもない「番直内人等」の功績であつた事実をすでに確認済みである。すると、生じた犯罪について犯人（とくに第一義的犯人とでも称せようか）でないにもかかわらず当日当夜の勤番担当者に科祓が及

ぶことについては、宮域・殿舎の秩序維持という勤番担当者としての職責を果たせなかったことに対する量刑だったからではないか、という推論が導かれるであろう。

そこで、右の推論を裏付ける上で確認を要するのが、「人為的な犯罪でありながら、第一義的犯人が特定あるいは検挙されず、勤番担当者への科祓だけがおこなわれた事例」の有無である。

例えば、延暦十年の内宮東宝殿に盗人が闖入し、窃盗を働こうとした際の失火により寶殿以下神宝にいたるまでを焼亡した一件では、犯人が「数多盗人」であったことは記しているもののその追跡や逮捕ににかんする記述はない。⁽¹⁸⁾後日、「依宣旨大内人三人、度会郡司等、科大祓」解任、番小内人五人、同前科⁽¹⁹⁾祓解任、宮司野守科「中祓」、禰宜科「上祓・祓清供奉、」と祠官・職掌人とくに事件発生時の勤番担当者⁽¹⁹⁾に科祓が課されたことには触れども、「数多盗人」の行方は不明である。同様に貞観十三年（八七一）に外宮の別宮である高宮の床板が壊され調御糸が奪取された際には、「強盜帶兵杖乱来高宮正殿」と犯人の武装の様子を記すなど襲撃の子細まで把握しているが、犯人の搜索状況などは記さない。事後の量刑については「豊受神宮番検内人等科中祓」と述べるに止まる。⁽²⁰⁾このほか貞観十八年および仁和三年（八八七）に内宮別宮瀧原宮の御被や御鏡・杵などが奪われた各事件、延長五年（九二七）の内宮正殿への盗人侵入にともなう板敷の破損と壁代・御糸などの窃盗⁽²¹⁾といった諸事例でも、その神聖冒流行為には犯罪当事者（第一義的犯人）がいることは認識しつつ、事後の処断にかんしては当日当夜の勤番担当者に対する科祓は押し並べて記すものの、結局、犯人捜査に着手した様子はいかがえない。このように『諸雜事記』の記述上確認しえた範囲に止まるけれど、生じた罪について第一義的な犯人の検挙の有無とは別に、神聖冒流発生の当日当夜の勤番担当者への科祓が要されたことは疑いのないところである。

以上のことから、神聖冒流の発生に際し、第一義的犯人に対する量刑に加え（逮捕された場合に限るが）、当日当夜

の勤番担当者にも科祓が及ぶことのその理由は、勤番担当者として宮域・殿舎の秩序維持を達成できなかったことに求めることが妥当であろう。近代的な罪刑関係またその感覚からするとこれらの対応は理不尽に映るけれど、このような仕組みは、例えば、右に列記したような犯人検挙にいたらなかった（と覚しい）人為的事案に際しては当然のことながら、なによりも予測不可能な畜類の死や喰入、井戸の枯渇といった自然発生的な宮域・殿舎の異常・異変、すなわち何人に対しても責任の追求のしようがない神聖冒瀆の事案に際しては、勤番担当者への量刑をもってその秩序攪乱の状態に強制的に幕引きを計ることができた点に機能として特出した点を認めるべきなのかもしれない。⁽²⁴⁾

すると続く十世紀前半の『延喜式』神祇・伊勢太神宮条は、基本的には前代つまり九世紀初頭以来の規定を踏襲するものに過ぎないといえよう。実際、「凡二所太神宮者、禰宜^{トノセリコ}、大内人毎^レ旬率^二物忌父并小内人、戸人等、分番宿直^{トノセリコ}」とその記載はきわめて簡素で、先行する『延暦儀式帳』の宿直勤番と同様と考えてよさそうである。

ただし、『延喜式』神祇・伊勢太神宮条は、他の条項との関連で読み解く必要がある点には注意を要す。例えば次の考課項である。

凡二所太神宮禰宜・大内人以下^{禰宜職事、大内人以下番上}、考文者、宮司勘造、九月廿五日以前、進神祇官、官則押署進^二太政官、及移式部省、

十世紀前半当時、勤仕日数の状況は祠官・職掌人の評定⁽²⁶⁾に直結しており、宮司による彼らの勤務状況の統括と考文作成がおこなわれ、期日までに神祇官へと提出され、さらに太政官を通じて式部省の手に渡ることとなっていた。彼らの勤務状況を判断する際の材料とは、正員禰宜の長上官や大内人らの番上官としての実績であり、宿直勤番勤仕の状況にはかならない。

もつとも考課自体は、考課木簡の検討に基いて奈良時代前半における厳密な評価から、奈良時代後半にいたり弛緩しその実態を失うことが指摘されている⁽²⁷⁾ほか、成選も五位以上の官人へのそれが九世紀後半までに放棄され、勅授により位が与えられるようになったとされている⁽²⁸⁾。勤番勤仕の真面目さが評価に直結しないなら、当然、現実の勤番は弛緩したものと想定すべきである。これを律するうえでも量刑としての科祓は有意義なものであったろうけれども、こちらもゆくゆくは十一世紀半ば以降十二世紀初頭にかけての時期に漸次的に科祓がなくなっていくこと（祓勘申の消滅）が指摘されているから、こうした諸般の事情が相俟って宿直勤番は本義の意味を喪失・空洞化し、中世には警衛以上の意味を持たなくなったものと考えたい。

二 番交替・番文加判の次第

中世の神宮祭式として今日に伝わるのが『皇太神宮年中行事』である。このテキストは、職掌人・権禰宜荒木田（井面）忠仲が鎌倉時代初頭の建久三年（一一九二）にまとめたものだが、その内容は内宮祭儀の儀式次第や参仕者の動き、料物にいたるまでをきわめて詳密に編述するという性格を有す。ただし、注意しなければならないのは、同書はさらにその約二七〇年後の室町時代の寛正五年（一四六四）、正員禰宜の荒木田（藤波）氏経の手により十五世紀半ば当時の勤仕状況にかんする補訂が施されている点である。現在、歴史史料として残るものは、忠仲による建久編述分と氏経による寛正補訂分とが渾然一体となった寛正五年筆録のテキストであり、今日翻刻刊行されているものはこれを底本としている⁽³¹⁾。したがって、われわれが『皇太神宮年中行事』を史料として用いる際には、当該部分が忠仲による原典記載の箇所『建久年中行事』なのか、氏経が補訂を加えた『寛正年中行事』であるか、注意しなくてはなら

ない。

さて、さきに『延暦儀式帳』の検討から、ひと月は一〇日ごとの三番（上番・中番・下番）に編成されていたことを確認したが、『皇太神宮年中行事』の記載を通じて中世段階にいたってもかかる体制には変化がなかったことが確認できる。とくに『皇太神宮年中行事』からは、各月一日、十一日、二十一日の旬日には番切り替わりの儀式（番文作成と番交替）があったこと、そしてその儀式次第のパターンには正月元日と八月一日の年中二日にだけおこなわれる方式と両日を除いた年中すべての旬日に適用されたいわば正月十一日方式という両様の次第が存在したことなどが判明する点は重要だろう。そこで、まずはそれぞれの次第の確認からはじめたい。

〔正月一日 番文吉書加署〕

（正月一日祭）

……其後正權神主^并玉串大内人宇治土公庁舎^ニ着座、白^ニ東間^一入、打板^ノ上^ニ在^ニ鋪設、長筵^ノ上^ニ宮半疊也、但玉串大内人・政所^{冠衣}等者毎度無^ニ半疊^一筵斗也、禰宜北東上南面、玉串西東面、政所南北面一座^ニ向^ニ政所酒殿出納二人^ヲ相具^シ、自^ニ調御倉^一御政印^ヲ庁舎^ニ奉^レ渡、在^ニ警蹕^{音微}、出納上首^ハ奉^レ持^レ盤、下座^ハ持^レ箱^ヲ政所^ノ前^ニ置、番^ノ公文所^{布衣}番文^ヲ折敷^ニ居、硯相共^ニ一座^ノ前^ニ献立退^ヲ蹲踞^ス、于時^ニ冒拜^一、又二座^ニ冒拜^{テシ}被^ニ加判^一、先番文、次吉書等也、一通^ハ一座計、次々同前、若服氣等禰宜館^ニ参候時者番出納持参被^ニ加判^一之後、政所政印^ヲ奉^レ捺之後、如^レ元奉^レ納^テ歸^着政印上古^一禰宜宿館被^ニ安置^一、然依^ニ火事怖畏^一、故浦田俊定長官祭主清親卿申合御倉被^ニ奉^レ安置^一、

一 太神宮神主

依 祭主下文・宮司符^ニ注進^一、可^下早任^ニ先例^一令^中催勤^レ番直事

右宮司今月一日符傳、祭主同日下午符、早可^レ令^レ勤者所^レ請如^レ件、然則任^ニ次第下知^一、依^ニ先例^一可^レ令^レ催勤^一之状、注進如^レ件

年号正月一日

大内人荒木田

禰宜荒木田神主

(以下九員署判を略)

一 太神宮神主

依 祭主下文・宮司符 注進、可_レ早任 先例 令_中修治_レ御常供田堰事

右宮司今月一日符僞、祭主同日下文僞、早可_レ令_中修治_レ者所_レ請如_レ件、然則任 次第下知 依 先例 可_レ令_中修治_レ之状注進如_レ件

年号正月一日

大内人荒木田

禰宜荒木田神主

(以下九員署判を略)

一下祝長

可_レ早任 先例、令_中勤仕_レ七日節供料新菜御贅事

右件御贅任 先例 可_レ令_中勤仕_レ之状、所_レ宣如_レ件、以下

年号正月一日

禰宜荒木田神主

一 序宣 宮掌大内人

可_レ早任 先例、令_中勤仕_レ宮中番直事

右件番直任 先例 可_レ令_中勤仕_レ之状、所_レ宣如_レ件、件宮掌大内人等宜 承知、依_レ件行_レ之、以宣

年号正月一日

禰宜荒木田神主

(以下九員署判を略)

正月一日の白散御饗奉仕に続き、正員禰宜、権禰宜、玉串大内人らが庁舎に参集する。庁舎は、『内宮帳』編述以来十五世紀半ばころまでの内宮宮域の様子を描いたとされる『皇太神宮大宮院舊制之図』³²⁾によれば、直会殿院北側に所在した御酒殿院³³⁾内の施設の一つ庁務所(五間・二間半、萱葺き)のことで、現在の直会殿の廻廊で接続した北棟の辺りを東西に突き抜ける道がかつて存在し、その道の北側に南面して所在したと考えられる。「庁」の字句からも推察されるように、同所は神宮庁宣や神宮解文などの公文書を整えるといった神宮行政を執り行うための機関とその施設であった。ちなみに、ここに登場する番文もそうした公文書の一つであって、この日から開始される向こう十日間の勤番担当者のたちの歴名簿である。また庁舎の目代を政所大夫と称し、彼は参集した禰宜らと相對するように南側に着座する。政所大夫は酒殿を管掌する酒殿出納(二名)をともない、内院(正殿などの所在区画)の調御倉へと参じ、同倉に安置されている内宮政印を取り出し、庁舎まで警蹕をともないながら持参する。続いて庁舎では出納らが政所大夫の前に盤と政印を据えると、番公文所が番文を折敷の上に置き、硯とともに一禰宜の前へと進める。そうして正員禰宜らが番文と吉書に署判を加えるのである。万一、服気など庁舎付近までの参入には憚りのあるものの宿館(一鳥居手前付近に散在)まで参じている正員禰宜の場合には、まず庁舎に居並ぶ面々が加署をおこない、のち酒殿出納がその宿館にまで持参して参進能わざる正員禰宜にも署判をおこなわせたうえで、最後に内宮政印を番文・吉書に加えて整えることとされていた。宮域外(里と称される)にいない限りは、番文には正員禰宜の全員が加署するとい

うのが原則であった。³⁴⁾

ところで、当該の記述は『建久年中行事』あるいは『寛正年中行事』のいずれに該当するのか。まず古書様式を示した所の直前（次第にかんする末尾）の割注は、往古には政印を一禰宜宿館に奉安していたが、火災への恐れから一禰宜浦田俊定が当時の祭主大中臣清親と相談し、以後調御倉に収蔵するにいたった経緯を記す。浦田俊定の一禰宜在任は仁平三年（一一五三）から嘉応二年（一一七二）までで、大中臣清親の祭主在任期間と重なるのは仁平三年から保元二年（一一五七）のわずかに四年に限られる、いずれにしても忠仲による『建久年中行事』作成の四〇年ほど以前の出来事であるから、当該の記述は『建久年中行事』段階ですでに記されていた蓋然性が高い。加えて、『寛正年中行事』では、多く補訂分の冒頭に「当時：」といった文言が挿入される特徴的傾向がある。もちろん当時＝寛正五年を意味している。しかし、右掲部分には全体を通じてそうした氏経補訂の形跡がないことも右の推察を裏付けるのではない。番文と吉書への加署の次第は、中世を通じて変容がなかったと考えてよさそうである。

ただし、古代・中世を通じて正員禰宜の定員は、応和元年（九六一）に一員から二員へ増員され、天延二年（九七四）には三員、正暦五年（九九四）には四員、さらに寛弘三年（一〇〇六）には一度に二員が増員されて六員制となるなど、平安時代中頃にかけて矢継ぎ早に組織的拡充が図られた。さらに続く院政期の保延元年（一一三五）には七員、鎌倉前期の承久三年（一二二二）に八員となり、最終的な十員の体制に定まったのは鎌倉後期の嘉元二年（一二三〇四）のことである。それでは古代（『延暦儀式帳』『延喜式』）における正員禰宜＝一員＝長番の在り方は、こうした定員の拡充にともないどうなったか。十員制下における正員禰宜の宿直勤番は、いかに編制されていたのだろうか。

このことにかかわって、氏経は『寛正年中行事』編纂に際して、十五世紀半ば過ぎの実態について次のごとく別記をおこなった。参照してみよう。

毎月当番禰宜祇候次第、一日白・十禰宜・二禰宜請取祇候、三日三神主請取、五日四神主請取、七日五神主請取、

十日六禰宜請取、十三日七神主請取、十七日八神主請取、廿一日九神主請取、廿六日十神主請取、祇候之次第同前、旬日宮司対_レ面番禰宜也、又新補之宮司拝賀之時者、禰宜一同_二衣冠_一着対面、酒肴勸盃一座勤之、祇承衣冠例也、然而當時番禰宜一人対面也、在_二勸盃_一、又諸神事自余禰宜雖不_レ參勤、於_二番禰宜_一者、必令_二參勤_一例也、又於_二宮中_一有_二異儀_一時者、宮庁_二注進_一例也、又有_二御河殺生輩_一者、可_レ致_二禁斷成敗_一、惣而番中每事慎可_レ有_二息慮_一、又番禰宜有_二禁忌_一・当病・灸治・雜熱等時者、其旨_二長官令_一注進、就_二其不_レ謂_一日数多少、自_二二神主_一次第_二以_一番出納_二番代_一被_二差進_一例也、⁽³⁵⁾

右の記述からは、

①二禰宜以下の勤番の日にち。二禰宜（朔・二日）、三禰宜（三・四日）、四禰宜（五・六日）、五禰宜（七・九日）、六禰宜（十・十二日）、七禰宜（十三・十六日）、八禰宜（十七・二十日）、九禰宜（二十一・二十五日）、十禰宜（二十六・三十日）。

②宮司対面。朔日・十一日・二十一日の旬日には、参宮した宮司と当番の禰宜が対面する。

③番禰宜の神事勤仕。宿直中は常時宮域内に在り続けたので、自余の禰宜が宮域への参仕が不可能であつたときには、当番禰宜が祭儀を催行する。

④宮域・殿舎の異常。發生に際しては、まず「宮庁」＝庁舎の内宮庁に報告する。

⑤当番禰宜の禁忌。当番禰宜に障りが生じたときには一禰宜に報告をおこない、二神主以下で順次補う。といった宿直勤番にかんする様子が判明する。

このうち①は十員制下での正員禰宜による勤番の日割りを述べており、二禰宜以下は正員禰宜ながら事実上の分番（もちろん考課には連携しない）となっている。一禰宜だけは、唯一、日割りの規定がない。この点、近世の神宮考証

学者も「一禰宜は其制なし。か、れば一禰宜は長番なるべく、九員禰宜は分番といふべし。」⁽³⁶⁾と、やはり一禰宜を長番、二禰宜以下は分番と捉えている。ただ、付け加えておくと『氏経卿神事記』から氏経一禰宜在任時の動きを追ったところ、彼は脚氣を口実に宮域に参仕しなかつたり退出してしまうこともあり、必ずしも一禰宜であるからといって在任中宮域に籠り続けていたわけではない。「依^レ甚雨^ハ予^ハ宿館^ニ不^レ参^ス」などの記述は、一禰宜氏経が恒常的に宮域内には所在しなかつたことを物語ると同時に、宮域にあり続けるという意味での長番が中世後期にはすでにおこなわれていなかったことを裏付けるものであろう。

このほか②から⑤は「例也」の字句があることから、寛正五年以前以来の勤番にかんする慣習といえる。具体的に週及可能な上限は不明だが、とくに③および⑤は二員以上の正員禰宜の存在を前提とするから、十世紀半ば以降のルールと考えても良いかも知れない。

正月元日条に返ろう。前掲（番文吉書加署）の吉書様式に引き続いて、

交替^ハ物忌父等勤、於^レ庁舎前^ニ番請渡由^ヲ申、宮司神拝、手水出納勤之、祇承^ハ四御門際^{マデ}也、公文所^{衣布}勤、櫻宮^{マデ}下向^ノ時分参向、宮司一殿^ノ北戸^ノ東^ニ立、南面、禰宜^ハ裾^ヲ引、南^ノ軒^ヲ経^テ入、東上北面^ニ列立、于時対拜^ヲ後查^ヲ脱^テ鋪設^ニ着座、各々屈拜、于時番公文所^{衣布}西座、在^ニ鋪設^一、東向^ニ座^テ番文読進^ノ後筆^ヲ染^テ持参、宮司請取^之加判、返^ニ公文所^一、司中^ノ侍^渡、⁽³⁹⁾

と記す。庁舎で番文・吉書への加署が進行しているさなか、物忌父らは内院に参じて正宮を中心に巡視をおこなうのだが、その巡視の次第については正月十一日条に詳しく、元日条では巡視以後の所作からを記している。一先ず、元日条によると巡視以後物忌父らは庁舎へと参じ、「番（交替）受け渡し（侍り）」と報告をおこなう。すると庁舎にいた禰宜らともども直会殿院へと向かうのである。直会殿院の「一殿」つまり五丈殿の北側には宮司が待機しており、

相對するように禰宜らは南側に北向きに列立し、対拝したのち着座する。番公文所は西側座で番文に記載された勤番予定者の歴名を読み上げ、筆とともに宮司へと進める。宮司はこれに署判を加えて承認すると番公文所に戻し、宮司庁の侍に渡すのである。⁽⁴⁰⁾以上をもつて正月一日方式の番文加署・番交替は終わりである。年中を通じて正月一日と同様の次第が定められている旬日が八月一日で、神宮では政務始めの日にあたる。同日もまた番文のほか、飯高郡御鮎米、佐八御牧築實、所職補任関連の吉書があるが、総じて「其之間次第作法如正月元日」と記されている。

一方の正月十一日に代表される番文加署・番交替の次第は以下のとおりである。

〔正月十一日 旬神拝事〕

早速^ニ衣冠^ヲ着祓^ヲ勤仕、家子ノ禰宜ハ長官ノ館ニ参集、于時番公文所^{衣兼}番文^ヲ整、硯^ヲ相副長官ノ御前^ニ蹲踞^テ、長官^ヲ持^テ礼^シ又二座^ニ礼^シ被^レ加判^一、公文所番文・硯^ヲ給、又立退候、于時又礼、次々同前也、其後以^ニ番出納^一傍官御判^ヲ申、上首次第也、但雖^レ為^ニ末座^一上首ノ御前^ニ候時ハ同加判也、参^レ候館禰宜計也、番文^ヲ無^ニ送^レ里例^一、長官不^レ被^レ参之時ハ上首館^{ヨリ}次第三^ニ申^一御判、次神拝、一鳥居ノ神^ヲ拜^可有^ニ、二鳥居神拝、出納子良館ノ前^ニ蹲踞^シテ交替^ニ御参ノ由^ヲ申、但番出納者番ノ公文所ニ相從御政印御倉^ニ参^ル、物忌父等承知、則各布衣^ヲ着、大物忌父兄部北御門ノ御鑑^ヲ持^テ南鳥居西砌^ニ候、長官・傍官ハ風宮高倉殿ノ方^ヲ拜^ナリ、由貴殿・酒殿・櫻宮御門前同前也、三鳥居坐神達^ヲ拜^シ、石壺^ニ着坐候、各詔刀^ヲ申、

早朝、当時の一禰宜の家子禰宜⁽⁴¹⁾たちは一禰宜の宿館へと参集する。正月元日と異なるのは場所が庁舎ではなく、十一日は正員禰宜の宿館において一禰宜および家子禰宜らから番文加署が開始される点である。また番文加署を終えた一同が、全員で連れ立ち内院へと参進する点も正月元日とは異なる点である。このほか番公文所による事前の番文・硯の用意などは正月一日型式と同様である。

続く部分からは、さきの正月元日条では略記されていた物忌父らによる内院巡視の様子が判明する。宿館エリアを出発した一行は一鳥居、二鳥居と神拝を経ながら進み、二鳥居を過ぎると進行方向右手に子良館がみえてくる。酒殿出納は子良館前に蹲踞して「交替御参」と申し伝えるが、出納には公文所とともに政印の取り出しの役があるため声をかけたあとはそのまま調御倉へと進んでいく。一方、声をかけられた物忌父・物忌らはこれを承知し、この日まで（一日〜十日まで）番を担当してきた大物忌父は内院北御門の鎰を持参して、内院南側の三鳥居へと正員禰宜とともに進んでいくのである。

さて、彼らはまず三鳥居での神拝を経て、同所の石壺に着き詔刀を中し上げる。そして

詔刀後各座^ヲ起石壺^ヲ退^テ蹲踞、一座礼^シ御橋^ノ神拝^ニ進参、（豊受宮以下の神拝を略す）次一座北鳥居^ノ前坪垣^ノ砌^ニ沓^ヲ脱蹲踞、自余^ノ禰宜^ハ西^ノ方^ニ候、相待物忌父等^一、瑞籬^ノ東^ニ経^テ参、先御殿^ヲ拝、次一神主礼^ノ後北^ノ御門^ヲ奉^レ開、又一座礼^{シテ}御内^ニ参、次々物忌各先御殿^ヲ拝、次一神主礼^{シテ}参入、東^{ヨリ}廻^テ奉^レ拝見、北御門^ニ出、一臈一禰宜奉^レ向蹲踞^シ有^リ異儀^一時^ハ其旨^ヲ申、仍則参入被^レ実検、又無^リ異儀^一時^ハ異^{ナル}事^モ御渡候^{スト}申、則礼^シ又座^ヲ起^テ礼^シ傍官^ニ礼、

とあるように、内宮内院の眼前を流れる島路川の川淵にでる。当時、この付近には中島が存在し、そこには黒木橋が掛けられ、そのたもとで諸方神拝がおこなわれた。一行はその後内院の北側へと進み（正員禰宜は外玉垣の西側を、物忌父・物忌らは同東側を経廻つて）、北御門にて両者が合流する。大物忌父が持参した鎰で北御門を開くと、物忌らが次々と内院に参入する。内院内では正殿を中心に時計回りに周回して異常や異変の有無を確認する。こうして北御門からでると、一禰宜に対し「異^{ナル}事^モ御渡候^{スト}」と申して問題なき旨を報告する。無論、異変発見の際には、その旨を報告しなくてはならない。北御門が再び閉じられたあとは、荒祭宮拜などをしつつ一殿へと向かう。なお、

この間に先だつて宿館で整えられた中番（十一日から二十日まで）の番文に、旬日参宮した宮司が加署をおこなつておくこととされた。⁴²⁾

続いて一殿（五丈殿）では、物忌父のあいだで内院北御門の鑑の受け渡しの儀がおこなわれる。

三色物忌父等一殿^ニ以^レ東為^レ上南向烈候、北御門^ヲ納後御鑑^ヲ宮守物忌父兄部請取^テ捧持、于時自^レ東於^ニ第一二三間^ニ禰宜各三方^ニ礼^シ由貴殿・酒殿拜、次朝拜、次山巖社拜、次氏神荒木田社・氏寺拜西方、件拜等一殿^ノ乾角柱^ノ乾方^{ヨリ}坤^ニ躑踞也、次一座^ノ庁舎^ニ着、自^ニ東間^ニ入、打板上鋪設出納調、其上南向^ニ跪、自余禰宜^ハ西方^ノ傍^ニ被^レ相待、于時物忌父等由貴殿・酒殿拜後庁舎前置石北^ニ烈候、以^レ東為^レ上、大物忌父兄部一座向、番交替請渡侍^{リト}申、于時対拜、又座^ヲ立^テ拜、後御鑑^ヲ子良^ノ館持参^ス、

「三色」の物忌父とは、大物忌父・宮守物忌父・地祭物忌父ら三職のことを指す。ここでは上番（一日から十日まで）は大物忌父が鑑を管理しており、それが旬日に内院巡視の儀を経て中番（十一日から二十日まで）を担う宮守物忌父に渡されている。下番（二十一日から三十日まで）にあたっては、二十一日に宮守物忌父から地祭物忌父に引き継がれたのだろう。一殿における鑑授受以後、一行は庁舎へと移動する。庁舎では、正月元日と同様にこの日までの番を勤めていた大物忌父が「番交替請渡侍^リ」と申す。上番が完了したことが確認されたのであった。

なお、正月十一日条の記述からは、当該条が『建久年中行事』『寛正年中行事』のいずれの段階の記載か判じがたい。一先ずは、「当時」文言がみられないことから、中世前期にすでに成立していた記述と考えておきたい。

いずれにしても以上の検討により、古代・中世の祭式に基づいた宿直勤番の機構的な復原ができたのではないか。しかし、やはり史料的制約もあって、勤番のタイムテーブルのごとき個々の祠官・職掌人の動きまでは明らかにしない。そこで『延享三年本宮宿直再興沙汰文』は、その成立は十八世紀半ばと大きく時代は降るものの、近世になり

すでに廃絶した古儀の一つとして宿直勤番を調査・報告した文献として、ここで紹介する意義はあると思われる。

三 宿直勤番の日ごとの編成

延享三年本宮宿直再興沙汰文⁽⁴⁾

延享三年四月三日 宮中宿直之儀付京都江飛脚三六郎立候、依 御尋之義勘進之趣左ニ記之、

一筆被 啓上 候、然者先達而御内々被 仰下 候宿直之儀、此度吟味仕、御書一通・勘例一冊差上之候、御内々

ニ被 仰下 候間、先 者 差上之候、是等之旨可 被 御執成 頼上候、猶又御尋之義も御座候、一禰宜・禰宜

中以 名代 可 申上 候、

恐惶謹言

内宮

上禰宜
守行判

四月三日

水口玄蕃殿

素田勘解由殿

〔内宮宿直之事〕を略

宿直御再興之時勤方

一、正員禰宜十人

仕丁各一人

外仕丁四人

夫各一人

一、神宮重代権禰宜并玉串内人以下凡三十人

夫各一人

一、物忌父十二人

夫各二人

大物忌父三人、宮守物忌父三人

地祭物忌三人、副物忌父三人

一、内人当時凡二十余人

夫各二人

清酒作内人、酒作内人、御箭作内人、御笠縫内人、御巫内人、荒祭宮内人、滝祭内人、風日祈宮内人

右、神宮重代権官之内二人、物忌之内二人、内人之内二人、仕丁二人都合八人暮六時以前斎館江相詰、此八人ヲ二ツニ分チ、権官壹人、物忌父壹人、内人一人、仕丁一人以上四人者暮六時より夜九時迄宿衛屋ニ祇候、殘四人者外院之斎館ニ相控、夜九時ヨリ居替リ明ケ六時迄祇候、尤夜分宿直ノ交替ハ如「古例」勤番禰宜相改之、昼之内ハ勤番禰宜衛護、

（一、地下権禰宜当時凡八十人」を略）

（一、宿衛屋建置」を略（図Ⅰ）

古記所載之宿衛屋四間長各貳丈ト有之、此四字之内一字形斗相殘候得共、宮預奉行以下相詰候屋ニテ宿直祇候不「相調」候、今度御再興御座候者、如「図」造立仕度奉「存候、

右之外ニ行水相調候斎館一字^{長二丈六尺、}_{広二丈六尺、}外院ニ建申度奉「存候、

右、御内々依「御尋」申上候、以上、

（「古代宿直屋之事」を略）

23 伊勢神宮祠官・職掌人の宿直勤務制度

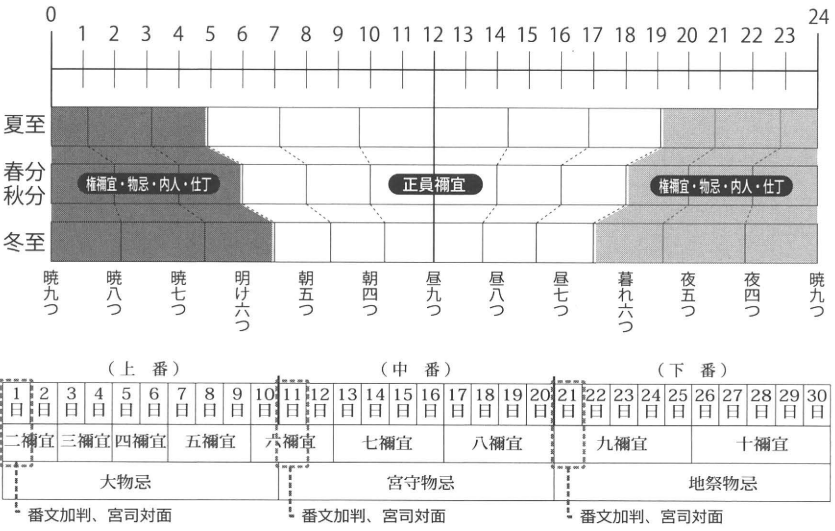
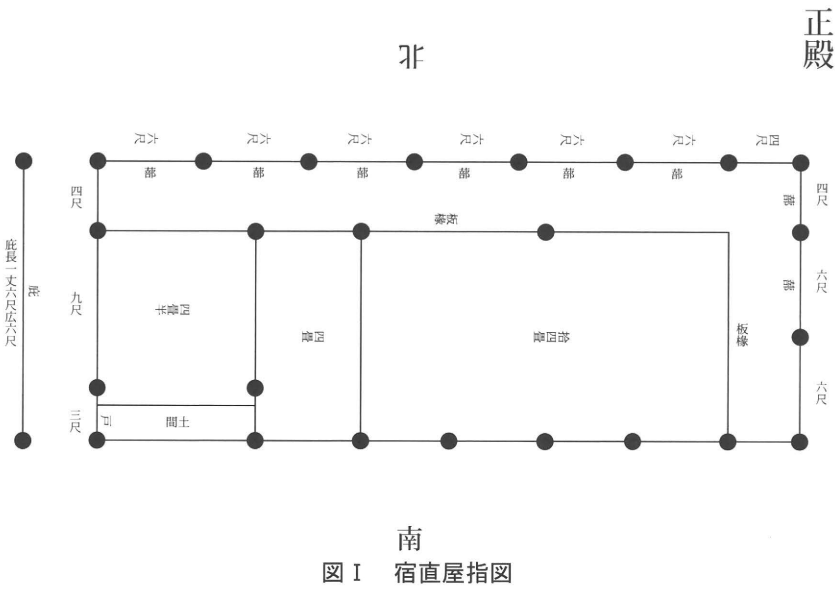


図 II 宿直勤務の時間割

〔古代宿直勤仕事〕を略

〔古代宿直人数〕を略

この延享三年（一七四六）の書類は、かつて—古代・中世に—おこなわれていた宿直について朝廷から下問があり、それに対して内宮における宿直のこと、再興時に望む奉仕の仕方、古代の宿直施設（および指図）、宿直編成と運用などについて答申したその控えである。内院内に宿直屋なる建物の存在が想定されており、細かな指図が判明する点も重要だが、差し当たっては日々の勤め方にかんする記述に着目したい。

夕刻一八時頃、正員禰宜以外に権禰宜（二名）・物忌（二名）・内人（二名）・仕丁（二名）らは宿館に参集する。各職掌人から一名ずつ選出した四名のグループを二つ作り、一グループは一八時から二四時までの六時間を、もう一グループは二四時から朝六時までの六時間を勤める。正員禰宜は、朝六時から夕方一八時までの日中一二時間を勤仕する体制となっていた。この記述を参考に日ごとの勤番時間割を示せば、〔図Ⅱ〕のごとくなるう。

なお、〔図Ⅱ〕では史料に準じて不定時法によって図示した。しかしながら、古代・中世の神宮において不定時法が使用されていたかは未詳である。⁽⁴⁾

おわりに

本稿では、これまで『延喜式』神祇・伊勢太神宮条に史的淵源が求められてきた祠官・職掌人の人びとによる宿直勤番について、九世紀初頭にはすでに一定の体系立った機構をともしない運用されていたことを明らかにするとともに、制度的体系性の有無は不明ながら勤番の歴史自体は八世紀代にまで遡る可能性のあることなどを指摘した。その

編成にあたっては、正員禰宜が長上、内人は番長となり小内人以下を率い、ひと月を一〇日ごとに上・中・下番の三つに分け担当させていた。十世紀前半には、こうした彼らの勤番日数や態度は考課の対象となっていた。

なお、古代においては、宮域・殿舎の異常や異変を神聖冒瀆の罪と看做す考えが存在し、宿直勤番はそうした宮域・殿舎の異常・異変を未然に防ぐという、秩序維持の面でも意味を持った。彼らには、実際に宮域や殿舎にかかわる何事か問題の生じた際、犯罪の当事者（第一義的犯人）の有無とはかわりなく、当日当夜の勤番担当者に神事違例の量刑たる科祓が加えられていた。

しかしながら、時代の経過にともない考課・選叙および科祓が形骸化・衰退化したことで、中世にはすでに宮域・殿舎の警衛以上の意味を持たなくなっていたと考えられる。また中世にかけて正員禰宜の定員数の増加にともない二禰宜以下の担当日数の設定などがおこなわれ、祠官・職掌人組織の在り方に応じた改変がなされた。

また近世史料『延享三年本宮宿直再興沙汰文』を用いて、日ごとの時間割りにも検討を加えた。ちなみに管見の限りであるが、当該の史料そのものについては、これまでの前近代の宿直勤番にかかわる言及のなかで取り上げられたことはないようである。同史料の記述内容は、今日ではすでに失われた古代・中世の史料に基づいたものと考えられ、そこから〔図Ⅱ〕のごとく宿直勤番の機構の側面を明らかにした。ただし、制度・機構はあくまで枠組みであり、その時代的運用の実態とは峻別⁴⁶して考える必要がある。

かくして古代・中世の伊勢神宮においておこなわれていた、祠官・職掌人らによる宿直勤番体制の機構が明らかとなった。神社は年中諸祭儀の執行・神祇祈禱の執行を一義とする施設だが、一方でそれらを担う人びとが平生どのような宮務をおこなっていたか、その一端を垣間見ることができたのではなからうか。今後の伊勢神宮あるいは神社研究に資すれば幸いである。

注

- (1) 翻刻刊行したものとしては、『神宮年中行事大成 前篇(増補大神宮叢書13)』(吉川弘文館、二〇〇七)があるが、これは一九三八年(昭和十三)の西濃印刷岐阜支店版の復刻であり、翻刻の精度や諸本校合の状況は約八〇年前の水準である。また八木書店より『氏経卿神事記(史料纂集 古記録編)』として全二冊(一は二〇一六年既刊)を刊行中である。
- (2) 『三重県史 資料編 中世1(上)』(三重県、一九九七)に収載。
- (3) 拙論「自筆「氏経卿神事記」と諸写本の展開」『神道宗教』二四二、二〇一六・四。
- (4) 『神宮典略 別冊 二宮欄宜年表(増補大神宮叢書4)』(吉川弘文館、二〇〇六)。
- (5) 宮域区画の呼称。内院と外院がある。内院は、外玉垣に囲まれた、正宮や東・西の宝殿以下第四御門にいたるまでの範囲である。
- (6) 藺田守良『神宮典略 二十 考選』(『神宮典略 中篇(増補大神宮叢書2)』吉川弘文館、二〇〇五)。
- (7) 坂本廣太郎『神宮祭祀概説(神宮教養叢書7)』(神宮司庁、一九二六)。
- (8) 鎌田純一『神宮史概説』(神社本庁、二〇〇三)。
- (9) 『群書類従 神祇部二』を使用した。『外宮帳』が三月二十四日付、『内宮帳』が八月二十八日付で、上下巻にまとめて太政官に送付された。
- (10) 大物忌は童女が補任される職掌で勤番の規定はなく、彼女らの介添え役というべき物忌父に勤番が課せられていた。
- (11) 『皇太神宮儀式帳』(『群書類従 第一輯 神祇部』続群書類従完成会、一九二九)。
- (12) 『太神宮諸雜事記』(『群書類従 第一輯 神祇部』続群書類従刊行会、一九二九)。以下、『諸雜事記』と略。
- (13) 『類聚三代格』(『新訂増補 国史大系 類聚三代格 前篇』吉川弘文館、一九八七)。
- (14) 利光三津夫「祓と律令制」(『律令制の研究』慶應義塾大学法学研究会、一九八一〈初一九八〇〉)、大津透「格式の成立と撰関期の法」(水林彪ほか編『新体系日本史2 法社会史』山川出版社、二〇〇一)。
- (15) 山本幸司「秩序と穢」(『穢と大祓 増補版』解放出版社、二〇〇九)。
- (16) 山本幸司「内裏・宮都・天下」(『穢と大祓 増補版』解放出版社、二〇〇九)。なおまた横井清「中世の触穢思想」(『中世

民衆の生活文化 下(『講談社学術文庫』講談社、二〇〇八(初一九六八)も参照。

(17) 高柳真三「罪と裁判」(『日本法制史 一(有斐閣全書)』有斐閣、一九四九)。

(18) 『諸雜事記』延暦十年八月五日条。

(19) 度会郡司も科祓の対象となっているが、その詳しい事情は不明。ただし、天平三年(七三一)に二見郷長が参宮した婦りに宮域の付近で頓死した際には、大領・少領にまで科祓が及んでいる(『諸雜事記』天平三年六月十六日条)。あるいは当該の事例も犯人が国衙行政組織に包摂された人物であったことを意味しているのかも知れない。

(20) 『諸雜事記』貞観十三年正月二十八日条。

(21) 『諸雜事記』貞観十八年三月六日条。

(22) 『諸雜事記』仁和三年正月十日条。

(23) 『諸雜事記』延長五年四月二十三日条。

(24) この点、古代伊勢神宮における災異への対応の歴史的変遷を跡付けた論考を予定しており、改めて詳述したい。

(25) 『延喜式』神祇・伊勢太神宮条(宿直)。

(26) 『令義解』選叙令および考課令によると長番は、一考〓二四〇日/三六〇日として、その基考六考(六カ年)の実績で優劣を議して九等第(上上・下下)の中、中以上で位一階以上を加えられる。交替勤番を意味する分番は、一考〓一四〇日/三六〇日で基考を八考とし、優劣を議して三等第(上・中・下)の中以上で位一階以上を加えられる。

(27) 寺崎保広「考課木簡の再検討」(『古代日本の都城と木簡』吉川弘文館、二〇〇六(初一九八九))。

(28) 高田淳「年劳加階制」以前(『国史学』一五〇、一九九三・五)。

(29) 有富純也「平安時代における伊勢神宮・神郡の刑罰」(佐藤信編『律令制と古代国家』吉川弘文館、二〇一八)。

(30) 『神宮古典籍影印叢刊 四 神宮年中行事 遷宮記』(八木書店、一九八四)。

(31) 活字本には、『統群書類従 第一輯 上(神祇部)』統群書類従完成会、一九二三(『建久三年皇太神宮年中行事』として載録)や『神道大系 神宮編二』国書刊行会、一九八〇がある。ここではもともと刊行年次の新しい『神宮年中行事大成 前篇(増補大神宮叢書13)』吉川弘文館、二〇〇七によった。

(32) 『神宮神事考證 中篇附録(増補大神宮叢書8)』(吉川弘文館、二〇〇七)による。図には「依延暦廿三年儀式帳製之、天武天皇即位三年勅定以降至寛正三年之遷宮、凡七百八十九年其間制、造無大变革有少異者、参考諸書以付注之」とあり、随所に施された朱注が後代の注記である。

(33) このほか御酒殿院には、酒殿一間、倉二字、盛殿一間、大炊屋一間があり、これをぐるりと荒垣で囲った区画となっていた。

(34) 一方、神宮の公文書たる序宣・解文への加署は、「三五六七神主不_レ被_レ参館之間送_レ里」とされており、宮域外の私邸に送付してでも加署を整えた。番文は「但於_レ番文者不_レ進_レ里法也」とあるので、宮域内参仕の禰宜に限って加署を加えた(『氏経卿神事記』寛正四年二月十一日条)。

(35) 『皇太神宮年中行事』毎月当番禰宜祇候次第。

(36) 前掲注(6)

(37) 史料上、一禰宜以外の正員禰宜は「傍官」「傍官禰宜」などと表記される。

(38) 文明十四年九月十七日条、同十八日条。

(39) 『皇太神宮年中行事』正月元日条。

(40) 中世の番文の残存例は管見に触れない。ただ、神宮文庫には安永二年(一七七二)閏三月の番文が収められており(神宮文庫和書・一門・六八六二・宿直番文)、これは権禰宜の歴名である。閏月の勤番が権禰宜の奉仕であることは、『寛正年中行事』の加注部分だけでなく、『氏経卿神事記』(例えば、寛正四年閏六月一・十一・二十一日条など)からも実際にそのようであったことが確認できる。

(41) 一禰宜によって編成された家子集団。字義どおりの当該一禰宜家の子弟(猶子も含む)。正月元日の外宮参や六月晦日の輪越神事などで一禰宜に随行して所作をおこなうほか、京都から幣使や幕府奉行などの下向に際しては手水役や齋館の提供などの対応をする。このほか主要な勤仕には、正員禰宜中に祭儀勤仕能わぬ者がでた際、一禰宜の差配にしたがい伊雑宮や瀧原・竝宮などのいわゆる遠隔別宮への代参をおこなう。

(42) 禰宜_{宮司}参宮対面事、当時番禰宜役也、其次第同元日、但今日衣冠也、又無饗膳等、番公文所出納供奉、番文政印、

以前奉_レ捺之、

番文役者宮司ノ相_レ具檢非違使「參宮ノ時ハ件人読上、不_レ然時者宮庁目代役也、元_ハ先番宮掌大内人役_{云々}、雖_レ然近代如_レ此、

(43) 『皇太神宮年中行事』正月十一日条。

(44) 神宮文庫蔵『延享三年 本宮宿直再興沙汰文』(和書・一門・一九四五号・一冊)。

(45) 古代・中世の伊勢神宮における時法を直接的に示す史料は管見に触れない。けれども、『氏経卿神事記』を繙いていくと宮城への参進などは「一番鶏」(①応仁二年正月一日条)や「鶏鳴時分」(②寛正六年九月十七日条、③文正二年三月二十二日条、④応仁二年六月十六日条など)が目安となつていと覺しい。これらをグレゴリオ暦に換暦のうえ、北海道大学情報基盤センターのオンライン・データベース「日の出・日の入り、月の出・月の入り、時刻と方位」(<https://almus.ic.hokudai.ac.jp/databases/x10508/Strss.html>)を利用して内宮宮域付近での日の出時間を算出すると①＝一四六八年二月三日〇六時三九分、②＝一四六五年十月十六日〇六時〇二分、③＝一四六七年五月五日〇四時四六分、④＝一四六八年六月十六日〇四時五〇分である。さらに近年、生物学の知見から、鶏が早朝に鳴くのは光や音などの外的な刺激だけが主要な要因ではなく、二三・七時間間隔のいわゆる体内時計により照明点灯(日の出と考えてよからう)の平均二〜三時間前に鳴くことが特定された(Tsuyoshi Shimamura; Takashi Yoshimura; Circadian clock determines the timing of rooster crowing. *Current Biology* 2013, vol.23, No.6, p.231-233)。したがって、_{やぎの}①〜④の日の出時間の約二〜三時間前がそれぞれの「鶏鳴」時となる。これらは時期によつて参進や祭儀に着手する頃合いが動的であることを示しており、かかる意味において不定時法を用いていたともいえるかも知れない。

(46) 例えば、十一世紀後半から十三世紀中葉までのあいだ、新制などのかたちで度々朝廷から勤番勤仕の励行が命じられている。このことは当然、勤仕がおこなわれていない状況ひいては懈怠の現実のあつたことを暗に示すものであろう。